

所総 e 1-1 1 7
令和 3 年 10 月 8 日

関東信越税理士会
所沢支部長 金子俊哉 様

所沢税務署長
山口 徳 明



インボイス制度に係る事業者の登録申請に関する周知のお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

インボイス制度については、10 月 1 日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。

税理士の皆様には、改めて関与先事業者インボイス制度を周知いただくとともに、制度開始に向けた事業者の方の準備に資するよう、早期の登録申請をお願いいたします。

登録申請に当たっては、申請から登録通知の受領まで手続がスムーズに行え、かつ、ペーパーレス化が図られる e-Tax の御利用を是非お願いいたします。

また、国税庁ではインボイス制度の登録申請開始に係る記事下広告を別添のとおり作成しましたので、貴支部の広報誌へ掲載いただくなど周知広報に御協力をお願いいたします。

○御参考

登録申請受付開始に併せて、本年 10 月より以下の情報を国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」に掲載しております。

- ・ Web-Tax-TV「適格請求書発行事業者の登録申請は e-Tax で！」
- ・ 公表サイトの案内



事業者の方へ！



消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！



「e-Taxソフト (WEB版)」、 「e-Taxソフト (SP版)」 をご利用いただくと
質問に回答していくことで申請が可能です。



e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料)

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。
説明会サイトへ▶



インボイス制度について詳しくお知りになりたい

い方は、国税庁ホームページ (<https://www.>

[nta.go.jp](https://www.)) の「インボイス制度特設サイト」を

ご覧ください。

特設サイトへ



事業者の方へ/



登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- ☒ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。



説明会サイトへ

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
[専用ダイヤル] 0120-205-553 (無料)
[受付時間] 9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



特設サイトへ

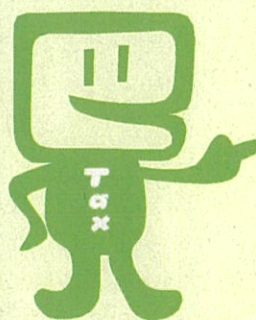
事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

登録申請 受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録
申請が必要です。



登録申請手続は、
e-Tax をご利用ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト (WEB版)」、「e-Taxソフト (SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。 [説明会サイトへ▶](#)



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

[特設サイトへ▶](#)

